

大和市監査委員告示第13号

令和4年3月28日付け大和市監査委員告示第9号をもって公表した環境施設農政部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月30日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 山 田 己智恵

監査の結果	措置の内容
<p>(施設課) 柳橋ふれあいプラザ使用料徴収に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p> <p>(廃棄物対策課) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p> <p>(水質管理センター) 契約に関する事務において、受注者との協議に基づく内容の見直しを行わないまま、契約を継続しているものがあった。</p>	<p>(施設課) 施設使用料の還付分の調定を失念し、遅延したのですが、今後は、戻出など稀なケースであっても調定処理を失念しないよう、チェックリストを作成するとともに、複数人による確認を行い、再発防止に努めます。</p> <p>(廃棄物対策課) 年度末の調定額との突合により、収入額の誤りが判明したことから、減額調定が遅延したのですが、今後は、定期的な入力状況の確認やチェックリストの活用、複数人での確認により、再発防止に努めます。</p> <p>(水質管理センター) 包括的民間委託の契約変更を失念していたのですが、今後は、管理監督者による打合せ簿の確認をさらに徹底し、情報を共有します。また、契約内容に変更が生じた場合は、速やかに契約変更を行います。</p>